## 東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン新旧対照表

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイド 東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイド ライン ライン 制定: 平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号 制定: 平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号 改正: 令和5年4月17日付け基発0417第7号 改正: 令和5年4月17日付け基発0417第7号 改正: 令和7年3月17日付け基発0317第3号 改正: 令和7年3月17日付け基発0317第3号 改正: 令和7年5月20日付け基発0520第8号 第1~第3 (略) 第1~第3 (略) 第4 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教 │ 第4 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教 育の実施等 育の実施等 1 (略) 1 (略) 2 リスクアセスメントの実施に当たっての留意事項 2 リスクアセスメントの実施に当たっての留意事項 (1)・(2) (略) (1)・(2) (略) (3) リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の事項に留意する (3) リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の事項に留意する こと こと ア (略) ア (略) **イ** その他、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置につい **イ** その他、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置につい ては、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成18年3 ては、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成18年 月 10 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1 3月10日 指針公示第1号)の規定に従って実施すること。 号)の規定に従って実施すること。 (略) (略) 3 3 第5~第8 第5~第8 (略) (略)

### 様式第1号~様式第6号 (略)

# 別紙1 (略)

## 別紙2

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する<u>者</u>の熱中症予防対策に ついて

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する者の熱中症予防対策については、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき各事業者に実施義務があるが、発電所長及び元請事業者は、熱中症の予防、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止の観点から、労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づき対策を実施するとともに、特に以下の点について重点的に実施すること。

## 1 作業環境管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) <u>WBGT</u> (Wet-Bulb Globe Temperature) の値の活用 作業場所ごとに <u>WBGT</u> 指数計を設置すること等により、当該場所にお ける熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、 身体作業強度の変更等を行うこと。また、熱中症のリスクの評価の結 果について記録すること。

# (2) 休憩施設の設置

作業者(労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業 に従事する労働者以外の者を含むものであること。以下同じ。)の人数、 作業場所からの距離等も考慮の上、作業者の休憩に必要な休憩施設を

### 様式第1号~様式第6号 (略)

#### 別紙1 (略)

#### 別紙2

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する<u>労働者</u>の熱中症予防対 策について

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する<u>労働者</u>の熱中症予防 対策については、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」 (令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づき対策を実施するとと もに、特に以下の点について重点的に実施すること。

# 1 作業環境管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) <u>WBGT</u> (Wet-Bulb Globe Temperature) の値の活用 作業場所ごとに<u>WBGT</u>指数計を設置すること等により、当該場所 における熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、身体作業強度の変更等を行うこと。また、熱中症のリスクの評価の結果について記録すること。

# (2) 休憩施設の設置

作業に従事する者の人数、作業場所からの距離等も考慮の上、<u>労働者の休憩に必要な休憩施設を適切に設置すること。休憩施設には冷房、トイレを配置するとともに、労働者が水分及び塩分を補給できるよう</u>

適切に設置すること。休憩施設には冷房、トイレを配置するとともに、 作業者が水分及び塩分を補給できるようにすること。また、身体冷却 のための冷却材、心拍計、体温計等、緊急時の対応も想定した機器を 配置すること。さらに、作業の内容等に応じ、作業場所の近傍に車両 等を用いた簡易な休憩施設を設置すること。

特に、施設内での水分及び塩分の補給に当たっては、内部被ばくを 防止するため、施設内の空気中の放射性物質の濃度を測定するととも に、当該放射性物質の濃度をできるだけ少なくするよう、フィルター による空気中放射性物質の除去、粘着マットの活用等、必要な措置を 講じること。

### 2 作業管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) (略)
- (2) 暑熱順化

新たな作業者については、暑熱順化のための期間を設け、作業時間や休憩の頻度、身体作業強度の調整を行う等、暑熱順化に留意すること。 暑熱順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3) 水分及び塩分の摂取

作業を管理する者が、<u>作業者</u>に対し水分及び塩分を摂取するよう注意 喚起し、<u>作業者</u>の自覚症状の有無にかかわらず、作業前後において水分 及び塩分の摂取を徹底させること。また、チェック表を用いる等により 個々の<u>作業者</u>が確実に水分及び塩分を摂取していることを確認し、記録 すること。

- (4) (略)
- (5) 作業を管理する者による確認、指導

にすること。また、身体冷却のための冷却材、心拍計、体温計等、緊急時の対応も想定した機器を配置すること。さらに、作業の内容等に 応じ、作業場所の近傍に車両等を用いた簡易な休憩施設を設置すること。

特に、施設内での水分及び塩分の補給に当たっては、内部被ばくを 防止するため、施設内の空気中の放射性物質の濃度を測定するととも に、当該放射性物質の濃度をできるだけ少なくするよう、フィルター による空気中放射性物質の除去、粘着マットの活用等、必要な措置を 講じること。

### 2 作業管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) (略)
- (2) 暑熱順化

新たに作業に従事する労働者等については、暑熱順化のための期間を 設け、作業時間や休憩の頻度、身体作業強度の調整を行う等、暑熱順化 に留意すること。暑熱順化期間については、7日以上かけて熱へのばく 露時間を次第に長くすることを目安とすること。

作業を管理する者が、<u>労働者</u>に対し水分及び塩分を摂取するよう注意 喚起し、<u>労働者</u>の自覚症状の有無にかかわらず、作業前後において水分 及び塩分の摂取を徹底させること。また、チェック表を用いる等により 個々の<u>労働者</u>が確実に水分及び塩分を摂取していることを確認し、記録 すること。

- (4) (略)
- (5) 作業を管理する者による確認、指導

作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

また、作業を管理する者は、WBGT値の測定状況、水分及び塩分の摂取状況、作業者の健康状態のチェックの状況等について確認・指導を行い、対策が確実に実施されるよう徹底すること。

(6) 熱中症による健康障害を早期発見するための連絡体制の整備

作業者が熱中症の自覚症状がある場合や、作業者に熱中症が生じた 疑いがあることを他の作業者が発見した場合にその旨を報告させるた めの体制を整備し、関係者に周知すること。

報告体制の整備については、作業者から電話等による報告を受ける ことや(5)の管理・監督者の巡視のほか、2人以上の作業者が同時に作 業を行うことにより互いの健康状態を確認させるバディ制の採用、ウ ェアラブルデバイスを用いた作業者の熱中症のリスク管理等があげら れること。

ただし、バディ制を採用した場合であっても、全面マスクの着用等により、意思疎通が十分にできないことや熱中症が生じた疑いがあることを早期に発見できないおそれもあることから、熱中症の自覚症状があるような場合には早期にバディに伝えることとする等、早期発見につながるような運用ルールを定めること。また、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせること等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと。

3 健康管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 作業者の健康状態の確認等

作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

また、作業を管理する者は、<u>WBGT</u>値の測定状況、水分及び塩分の摂取状況、<u>労働者</u>の健康状態のチェックの状況等について確認・指導を行い、対策が確実に実施されるよう徹底すること。

(新設)

# 3 健康管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 労働者の健康状態の確認等

作業指揮者は、作業開始前に、睡眠の状況、朝食の摂取、前日の飲酒、発熱や下痢等の体調について、チェック表を用いる等により個々の作業者の健康状態を確認し記録するとともに、休憩時間、作業後に体調の変化がないか確認し必要な措置を講じること。また、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。さらに、全面マスクの着用等により意思疎通が十分にできないおそれもあることから、体調不良の場合には必ず申し出るよう作業者に周知すること。

(2) 健康診断結果等に基づく対応等

ア (略)

イ 監理・監督者による巡視、<u>作業者</u>からの申し出、休憩時の心拍数 (bpm) のモニタリング結果等により、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候を把握した場合は、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。なお、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候としては、心機能が正常な<u>作業者</u>について心拍数が数分間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、身体作業強度がピークに達した時点から1分後の心拍数が 120 を超える場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合があること。

#### 4 (略)

5 熱中症の重篤化を防ぐための措置

発電所長は、熱中症の重篤化の防止及び被ばく防止の観点から、以下 に掲げる措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定め、必要な措置が 迅速に行われるよう、医師、作業を管理する者等の関係者及び作業者に 作業指揮者は、作業開始前に、睡眠の状況、朝食の摂取、前日の飲酒、発熱や下痢等の体調について、チェック表を用いる等により個々の労働者の健康状態を確認し記録するとともに、休憩時間、作業後に体調の変化がないか確認し必要な措置を講じること。また、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。さらに、全面マスクの着用等により意思疎通が十分にできないおそれもあることから、体調不良の場合には必ず申し出るよう労働者に周知すること。

(2) 健康診断結果等に基づく対応等

ア (略)

イ 監理・監督者による巡視、<u>労働者</u>からの申し出、休憩時の心拍数 (bpm) のモニタリング結果等により、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候を把握した場合は、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。なお、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候としては、心機能が正常な<u>労働者</u>について心拍数が数分間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、身体作業強度がピークに達した時点から1分後の心拍数が 120 を超える場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合があること。

4 (略)

5 救急処置

周知すること。また、これらの事項について休憩施設等に掲示すること等により、発電所構内の作業者に対し確実に周知すること。

- ・ 作業からの離脱、身体の冷却、水分及び塩分の摂取等の応急処置
- 医師等への連絡、医務室等へ搬送、病院等への搬送

<u>また、</u>発電所長は、緊急作業に従事する<u>作業者</u>の熱中症の発生に備え、 医師等医療スタッフが常駐する医務室を適切に運用すること。

元方事業者は、作業指揮者及び<u>作業者</u>に対して、東京電力が設置する 医務室の利用を呼びかけるとともに、<u>東京電力が定めた熱中症の重篤化</u> の防止及び被ばく防止に必要な措置の内容及びその実施手順、体調に異 変を感じた<u>作業者</u>が発生した場合、直ちに医務室に連絡することについ て周知徹底を図ること。

6 (略)

別紙3・別紙4 (略)

発電所長は、緊急作業に従事する<u>労働者</u>の熱中症の発生に備え、医師等医療スタッフが常駐する医務室を適切に運用すること。<u>さらに、被ばく防止の観点も含めた、医師等への連絡、医務室等へ搬送、身体の冷却方法等の応急処置、病院等への搬送の手順等を作成し、救急処置が迅速に行われるよう、医師、作業を管理する者等の関係者及び労働者に周知すること。また、これらの事項について休憩施設等に掲示すること等により、発電所構内の労働者に対し確実に周知すること。</u>

元方事業者は、作業指揮者及び<u>労働者</u>に対して、東京電力が設置する 医務室の利用を呼びかけるとともに、体調に異変を感じた<u>労働者</u>が発生 した場合、直ちに医務室に連絡することについて周知徹底を図ること。

6 (略)

別紙3・別紙4 (略)